

【緊急】外出禁止措置延長等

【ポイント】

● 9月13日、首相府は、新型コロナウイルス感染を受けて危機管理に関する以下の措置を決定した旨、コミュニケをもって発表しました。今回の決定により、外出禁止措置が9月14日から15日間延長され、外出禁止対象県は40県から31県となり、外出禁止時間帯が午後10時から翌日午前5時までに短縮されました。

1 外出禁止措置の延長（9月14日から15日間実施）

以下の31県については午後10時から翌朝5時までの外出禁止を延長する。アルジェ県、ラグアット県、ウメル・ブアーギ県、バトナ県、ベジャイヤ県、ベシャル県、ブリダ県、バイラ県、テベッサ県、トレムセン県、ティジ・ウズ県、ジジェル県、セティフ県、サイダ県、スキクダ県、シディ・ベラベス県、アンナバ県、ゲルマ県、コンスタンティーヌ県、モスタガネム県、ムシラ県、ウアルグラ県、オラン県、エル・バヤード県、ブーメルデス県、エルウェッド県、ヘンシュラ県、スーカハラス県、ナーマ県、アイン・ティムシエント県及びブルリザンヌ県。

2 上記31県における措置の解除・延長等

（1）中古車販売会場、スポーツ施設、青少年センター、文化センター等の閉鎖措置を解除する。

（2）市場における感染予防措置強化の延長。

（3）あらゆる種類の集まりや家族間の集い、とりわけ結婚、割礼の祝宴やその他行事の国内全土における禁止措置の延長。

皆様におかれましては、引き続き最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

【参考リンク】

● アルジェリア保健省HP 新型コロナウイルス関連情報

<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>

● 当館HP 新型コロナウイルス関連情報

<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>

● 外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ先)

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)23 37 55 11 FAX：+213 (0)23 37 54 97

メール：eal-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>